

令和5年3月3日

尾道市建設部契約課

入札・契約制度の見直しについて（お知らせ）

令和5年度において、次のとおり入札・契約制度の見直しを行います。
内容をご確認いただき、不明な点は契約課へお問い合わせください。

見直し項目

- 1 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の改正
- 2 土木一式工事に係る総合評価落札方式の改正
- 3 舗装工事に係る総合評価落札方式の新設
- 4 工事中情報共有システムの利用拡大
- 5 格付基準（土木工事）と発注標準（舗装工事）の見直し

問い合わせ先

建設部 契約課

0848-38-9282

1 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の改正について

建設産業の将来にわたる品質確保と中長期的な担い手確保を図るため、建設工事にかかる「最低制限価格」及び「低入札価格調査基準額」の算出方法を見直します。（解体工事は除く）

「最低制限価格等」＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68（従前は0.55）

ただし、予定価格の75%～92%の範囲内とします。

○実施時期

令和5年4月1日以降に指名・公告する案件から適用します。

2 土木一式工事に係る総合評価落札方式の改正について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念に基づき、中長期的な担い手確保・人材育成を考慮した内容に見直します。

- (1) 企業の施工能力の評価「ICTまたはDXを活用した公共工事の実績」の追加
国・県が実施しているICT対象工事や、尾道市発注工事におけるDXを活用した工事（遠隔臨場等）を評価します。（1点）
- (2) 配置予定技術者の評価「若手技術者の配置」の追加
担い手確保の実現に向けて、主任技術者（監理技術者）として、35歳以下の若手技術者を配置する者を評価します。（2点）
- (3) 企業の社会性・社会貢献の評価の加点
 - ア「建設業労働災害防止協会への加入」の加点（0.5点⇒1.0点）
 - イ「男女共同参画の取組状況」の加点（0.5点⇒1.0点）
 - ウ「障がい者雇用の状況」の加点（0.5点⇒1.0点）
 - エ「建設キャリアアップシステムの登録の有無」の加点（0.5点⇒1.0点）

評価分類	評価項目	現行	改正
企業の 施工能力 満点 11.0	同種・同規模工事の施工実績 ※今年度を除く過去5年間の実績を対象とする。	2.0	2.0
	土木一式工事3件にかかる工事成績評定点の平均点 ※今年度を除く過去5年間の工事成績評定点を対象とする。	2.0	2.0
	優良成績者表彰の有無	3.0	3.0
	災害復旧関連工事の受注実績 ※公告日の属する年度の直前5か年度の4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した工事を対象とする。	3.0	3.0
	ICTまたはDXを活用した公共工事の実績	—	1.0

配置予定技術者の評価 満点 8.0	保有する資格	1.0	1.0
	同種・同規模工事の主任（監理）技術者としての施工経験 ※今年度を除く過去5年間の施工経験を対象とする。	2.0	2.0
	主任（監理）技術者として従事した土木一式工事3件にかかる 工事成績評定点の平均点 ※今年度を除く過去5年間の施工実績を対象とする。	2.0	2.0
	継続教育（CPD）の取組状況	1.0	1.0
	若手技術者の配置	—	2.0
地域の 精通性 満点 1.0	工事場所と本店の位置関係	1.0	1.0
企業の社会 性・社会貢献 満点 5.0	建設業労働災害防止協会への加入	0.5	1.0
	男女共同参画の取組状況	0.5	1.0
	地域活動（地域ボランティア活動等）への参加実績	1.0	1.0
	障がい者雇用の状況	0.5	1.0
	建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録の有無	0.5	1.0
合計		20.0	25.0

○実施時期

令和5年4月1日以降に発注する土木一式工事のうち総合評価落札方式を採用する工事に適用します。

3 舗装工事に係る総合評価落札方式の新設について

価格と品質に優れた契約を締結することにより、舗装業者の適切な施工や技術力向上に対する意欲を高めることが期待できるため、舗装工事における総合評価落札方式（特別簡易型）を新設します。

評価分類	評価項目	配点
企業の 施工能力 満点 10.0	同種・同規模工事の施工実績 ※今年度を除く過去5年間の実績を対象とする。	2.0
	舗装工事3件にかかる工事成績評定点の平均点 ※今年度を除く過去5年間の工事成績評定点を対象とする。	2.0
	優良成績者表彰の有無	3.0
	自社による施工の実績（上層路盤工、基層工、表層工）	1.0
	舗装工事にかかる主要4機種の保有・リース（1年以上）状況	1.0
	ICTまたはDXを活用した公共工事の実績	1.0

配置予定技術者の評価 満点 8.0	保有する資格	1.0
	同種・同規模工事の主任（監理）技術者としての施工経験 ※今年度を除く過去5年間の施工経験を対象とする。	2.0
	主任（監理）技術者として従事した舗装工事3件にかかる工事成績評 定点の平均点 ※今年度を除く過去5年間の施工実績を対象とする。	2.0
	継続教育（CPD）の取組状況	1.0
	若手技術者の配置	2.0
地域の 精通性 満点 1.0	工事場所と本店の位置関係	1.0
企業の社会 性・社会貢献 満点 5.0	建設業労働災害防止協会への加入	1.0
	男女共同参画の取組状況	1.0
	地域活動（地域ボランティア活動等）への参加実績	1.0
	障がい者雇用の状況	1.0
	建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録の有無	1.0
合計		24.0

○実施時期

令和5年4月1日以降に発注する舗装工事のうち総合評価落札方式を採用する工事に適用します。

4 工事中情報共有システムの利用拡大について

インターネットを利用して、受発注者間で工事施工、業務履行中に関する様々な情報を共有できる工事中情報共有システムの利用について、対象を土木工事に加え、建築工事に広げて運用を行います。

○土木工事：設計金額250万円以上の工事及び測量設計業務委託（従前どおり）

○建築工事：設計金額1,000万円以上の工事及び測量設計業務委託

※建築工事につきましては、請負業者の選択制とします。

○実施時期

令和5年4月1日以降に契約を締結する建築関連工事から適用します。

5 格付基準（土木工事）と発注標準（舗装工事）の見直し

発注実態に合わせて土木工事及び舗装工事に係る格付基準と発注標準について見直しを行います。

○格付基準

土木工事のA・B等級の基準境を、970点から870点に変更します。

○発注標準

舗装工事B等級業者の対象範囲の上限値を5,000万円から1億円に引き上げます。

土木工事の格付基準

現 行

業種 等級	土木工事
A	970点以上
B	970点未満670点以上
C	670点未満470点以上
D	470点未満

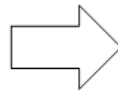
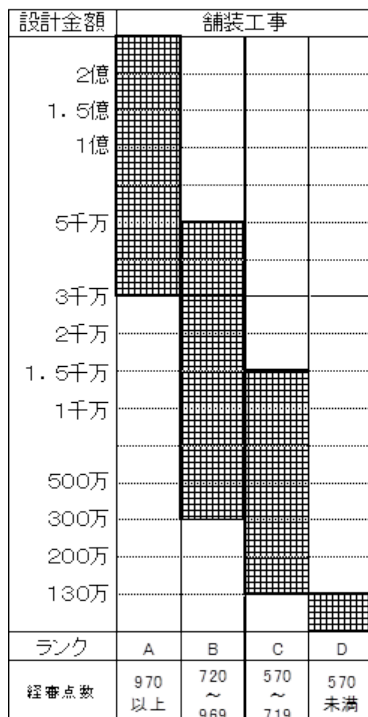


改正後

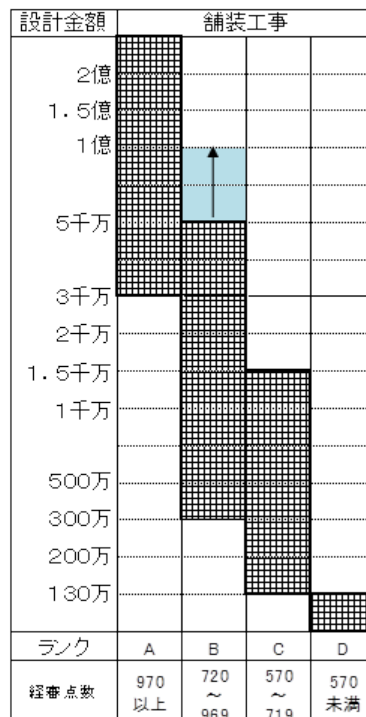
業種 等級	土木工事
A	870点以上
B	870点未満670点以上
C	670点未満470点以上
D	470点未満

舗装工事の発注標準

現行



改正後



○実施時期

令和5年4月1日以降に発注する案件から適用します。

契約課からのお知らせ

○受領確認書の提出について

指名通知の確認状況を、電子入札システムの受領確認により判断しますので、指名通知書を受け取った場合は、指名通知書の確認と併せて、電子入札システム（調達案件一覧）より、受領確認書の提出を必ず行ってください。

また、入札辞退をする場合でも、受領確認書を提出した上で辞退の処理をお願いします。

○開札結果の確認について

開札の結果、再入札となる場合もありますので、結果を必ず確認してください。

入札回数は最大2回（再度入札1回）です。

再入札となった場合の締切予定時間は、原則として同日の13時30分ですが、実際の入札締切時刻は「再入札通知書」をご確認ください。

○仕様書閲覧時のパスワード照会について

パスワード照会メール(nyuusatsu@city.onomichi.hiroshima.jp)を送信後、1時間程度経過しても返信メールが届かない場合は、契約課まで電話連絡をお願いします。

なお、定時時間外（17時15分以降）に到達したメールは、翌日の返送になる場合がありますので、お急ぎの場合は、メール送信後に電話連絡をお願いします。

○各種申請等様式について

尾道市ホームページの更新日を確認の上、最新の様式をご利用ください。

○建築コンサル等業務委託契約における重要事項説明について

建築士法に基づく建築コンサル等業務委託契約者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ重要事項説明を行う必要があります。

○災害復旧工事における損害発生時の受注者負担軽減について

災害復旧工事において不可抗力により損害が発生した場合に求めることとしていた受注者負担（損害額のうち請負代金額の百分の一）について、災害応急対策又は災害復旧工事に関する工事に限り求めないこととします。（契約約款等の一部改正）

なお、災害復旧工事中の工事が対象になりますが、対象工事には工事名に「（災）」「（単）」「災害復旧工事」と付しています。

○入札公告（一般競争入札）について

一般競争入札に付す案件がある場合は、原則、火曜日の9時に市ホームページに入札公告を掲載しますので、ご確認をお願いします。（指名競争入札と異なりメール等の通知はございません。）